

第 7 章

事業場排水

1. 特定事業場の状況

令和6年度末で公共下水道処理区域内の122事業場が特定施設を設置しており、主な特定施設は自動式車両洗浄機、洗たく業、食堂・レストラン等である。

また、日排除汚水量50m³以上の事業場は、下水道法の直罰対象となる。（表－1参照）

表－1 特定事業場の状況

（令和7年3月31日現在）

特定施設番号	種 別	公共下水道接続 特定事業場数
2	畜産食料品製造業	2(1)
3	水産食料品製造業	5(3)
8	パン・菓子製造業・製あん業	1
10	飲料製造業	4(1)
16	めん製造業	3
17	豆腐・煮豆製造業	2
18の2	冷凍調理食品製造業	1
30	発酵工業	1(1)
55	生コンクリート製造業	1
66	電気めっき施設	1
66の3	旅館業（温泉を使用する）	3(3)
66の5	弁当・仕出し屋	4
66の6	食堂・レストラン	10(1)
66の8	料亭・宴会場	5(3)
67	洗たく業	14
68	写真現像業	2
68の2	病院	1(1)
69の2	地方卸売市場	2(1)
70の2	自動車分解整備業	2
71	自動式車両洗浄施設	51(1)
71の2	科学技術施設	7
合 計		122(16)

※（ ）内は日排除汚水量50m³以上の特定事業場数

2. 監視と指導の状況

令和6年度において、立入検査を実施した事業場は延べ101事業場であり、うち排水検査を実施した事業場は10事業場である。水質検査の結果基準不適合となった事業場は1事業場であり、基準の遵守について文書等により指導を実施した。

表－2 特定事業場等の監視、指導状況

事 項 \ 年 度	R2	R3	R4	R5	R6
立 入 検 査 実 施 事 業 場 数	102	94	81	119	101
排 水 検 査 実 施 事 業 場 数	13	12	7	12	10
基 準 不 適 合 事 業 場 数	2	0	0	0	1
報 告 徴 収 件 数 （ 法 第 39 条 の 2 ）	0	0	0	0	0
改 善 命 令 件 数 （ 法 第 37 条 の 2 ）	0	0	0	0	0
排 水 停 止 命 令 件 数 （ 法 第 37 条 の 2 ）	0	0	0	0	0
改 善 指 導 等 事 業 場 数	2	0	0	0	1
計 画 変 更 命 令 件 数 （ 法 第 12 条 の 5 ）	0	0	0	0	0
直 罰 規 定 に よ る 摘 発 件 数 (法第46条の2)	0	0	0	0	0

3. 公共下水道に排除する下水の水質基準と規制内容

表－3 公共下水道に排除する下水の水質基準と規制内容

項目		基準値 (mg/L)	特定事業場		非特定事業場
			排水量 50m³/日以上	排水量 50m³/日未満	
健康項目等	カドミウム及びその化合物	0.03以下			
	シアン化合物	1以下			
	有機燐化合物	1以下			
	鉛及びその化合物	0.1以下			
	六価クロム化合物	0.2以下			
	砒素及びその化合物	0.1以下			
	総水銀化合物	0.005以下			
	アルキル水銀化合物	検出されないこと			
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003以下			
	トリクロロエチレン	0.1以下			
	テトラクロロエチレン	0.1以下			
	ジクロロメタン	0.2以下			
	四塩化炭素	0.02以下			
	1, 2-ジクロロエタン	0.04以下			
	1, 1-ジクロロエチレン	1以下			
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4以下			
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3以下			
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06以下			
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02以下			
	チウラム	0.06以下			
	シマジン	0.03以下			
	チオベンカルブ	0.2以下			
	ベンゼン	0.1以下			
	セレン及びその化合物	0.1以下			
	ほう素及びその化合物(海域)	230以下			
	(その他)	10以下			
	ふっ素及びその化合物(海域)	15以下			
	(その他)	8以下			
	1, 4-ジオキサン	0.5以下			
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下			
生活環境項目等	水素イオン濃度	5を越え9未満			
	生物化学的酸素要求量	600未満			
	浮遊物質	600未満			
	ノルマルヘキサン	5以下			
	抽出物質含有量	30以下			
	フェノール類	1以下			
	銅及びその化合物	3以下			
	亜鉛及びその化合物	2以下			
	溶解性鉄及びその化合物	10以下			
	溶解性マンガン及びその化合物	10以下			
等	クロム及びその化合物	2以下			
	よう素消費量	220未満			
等	温	45℃未満			

- 備考 1. 内は基準値を超える水質の下水の排除が禁止されており、違反した場合直ちに処罰される。(下水の排除の制限による規制が適用される。)
2. 内は基準に適合した下水を排除するよう除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければならない。(除害施設設備等による規制が適用される。)

4. 届出の状況

令和6年度の下水道法に基づく届出状況は、特定事業場関係が22件（表－4）、非特定事業場関係が19件（表－5）、合計で41件であった。

表－4 特定事業場における届出状況

（令和6年度）

	届 出 名 称	根 拠 法 令	東 部	流 域
1	特定施設設置届出書	下水道法第12条の3第1項	0	2
2	特定施設使用届出書	下水道法第12条の3第2項及び第3項	0	0
3	特定施設の 構造等変更届出書	下水道法第12条の4	1	1
4	氏名変更等届出書	下水道法第12条の7	11	3
5	特定施設 使用廃止届出書	下水道法第12条の7	2	1
6	承継届出書	下水道法第12条の8第3項	0	1

表－5 非特定事業場における届出状況

	東 部	流 域	届 出 名 称	根 拠 法 令
R2	19	2	公共下水道使用開始（変更）届 排水設備計画確認申請書	下水道法第11条の2第1項 八戸市下水道条例第4条
R3	29	2		
R4	24	5		
R5	30	4		
R6	16	3		